平成２１年（フ）第１０６１号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目27番27―603号
破産者　宮武　一徳
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１１７号
兵庫県西宮市瓦林町22番５―302号、前住所兵庫県西宮市大森町11番13―401号
破産者　丸山　巧磨
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１３６号
兵庫県尼崎市富松町２丁目29番37号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目７番28号ファーストジョイ武庫之荘102号
破産者　田中耕一郎
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１６０号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目21番29号
破産者　平山次郎こと　鄭　　鳳祚
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９２号
兵庫県芦屋市大東町11番26―205号、前住所兵庫県西宮市久保町10番26―903号
破産者　山中　桂子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目13番18号、前住所兵庫県西宮市久保町10番26―1017号
破産者　臼井　建一
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６８８号
福岡市早良区田隈１丁目23番20号
破産者　中村　　守
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８２号
岩手県宮古市南町15番12号
破産者　袋岩眞由美
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２０年（フ）第８２号
山形県新庄市金沢116番２
破産者　小野　洋一
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第７１号
山形県新庄市十日町1564番地の３
破産者　今田テル子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第７２号
山形県新庄市十日町1564番地の３
破産者　今田　修二
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第７２号
東京都八王子市みなみ野２丁目８番３号　ラフィーネＢ105号、前住所栃木県足利市堀込町47番地１
破産者　五十嵐康夫
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第５０１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目13番７―101号
破産者　望月　智子（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８２号
埼玉県越谷市伊原１丁目３番44号ニュー越谷スカイハイツ112、旧住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１朝日プラザガーデンシティ新越谷1003
破産者　平松　知子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３３５７号
神奈川県川崎市宮前区野川4082番地　藤和ライブタウン鷺沼東ステージⅡ　409
破産者　大畑　治武
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３０８号
富山市上二杉186番地５パナメゾンⅡ棟306号、開始決定時の住所富山県射水市南太閤山９丁目75番地
破産者　月安　丈夫
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２３７号
富山県高岡市西広上93番地
破産者　岡田　文治
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４９１号
山梨県笛吹市石和町唐柏952番地１　スプリングフィールド202
破産者　池谷　是昭
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係